

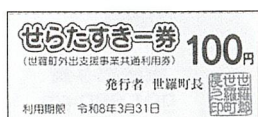
# 「せらたすきー券」が マイナンバーカードを利用した 「せらたすきーポイント」に変わります

世羅町では、高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で生活することを支援するため、「外出支援事業」として「せらたすきー券」を交付しています。現在、紙の助成券を交付していますが、令和7年12月末で紙の助成券の交付は終了し、マイナンバーカードを利用したポイント制度へ移行します。

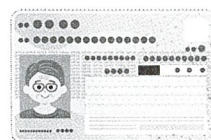
利用するには、マイナンバーカードへの利用登録が必要です。

## 【概要】

(現行) せらたすきー券



(新制度) せらたすきーポイント



※マイナンバーカードにポイントが入ります。

|               | 既に紙の「せらたすきー券」をお持ちの方<br>(令和7年12月26日以前に申請をされる方) | 新規対象者「せらたすきーポイント」<br>(令和8年1月5日以降に申請をされる方) |
|---------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|
| ポイント<br>利用可能日 | 令和8年4月1日以降                                    | 令和8年1月5日以降                                |
| 利用登録手続        | 令和8年1月13日(火)～令和8年3月31日(火)                     | せらたすきーポイント申請日当日                           |

※既に紙の「せらたすきー券」をお持ちの方については、後日個別にご案内します。

## 【利用登録手続について】

### 1 利用登録手続に必要なもの

#### ● 利用者本人が手続する場合

- ① マイナンバーカード ② マイナンバーカードに設定している4桁の暗証番号

#### ● 代理人が手続する場合

- ① 利用者のマイナンバーカード ② 利用者のマイナンバーカードに設定している4桁の暗証番号  
③ 委任状 ④ 代理人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

### 2 利用登録窓口

福祉課(世羅保健福祉センター内) 又は、せらにし支所 生活課

### 3 使い方



マイナンバーカードを持ってタクシーに乗車し、目的地に到着したら降車する際に車両内に設置してある専用端末にマイナンバーカードをタッチしてください。

マイナンバーカードを利用したせらたすきーポイントは、一般タクシー、せらまちタクシー、町外介護タクシー、黒川地区・津名地区自家用有償旅客運送で利用できます。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、ポイントが利用できません。マイナンバーカード取得の手続を役場窓口でお願いします。

※令和7年12月末まで交付する「せらたすきー券」は、令和8年3月31日までご利用いただけます。

【お問合せ先】福祉課 高齢者地域包括支援係 ☎0847-25-0072

## せらまちタクシー（デマンド交通）の支払方法に マイナンバーカードでの利用が追加されます

せらたすきー券を、マイナンバーカードを利用したポイント制度へ移行するため、令和8年1月5日（月）から、現行のせらまちタクシー利用券（紙製）に加え、マイナンバーカードに付与したポイントによる支払方法が追加されます。

利用を希望される方は、事前に役場で登録手続きが必要です。詳しくは、お問合せください。

なお、せらまちタクシー利用券も引き続きご利用いただけます。

※14ページ（「せらたすきー券」がマイナンバーカードを利用した「せらたすきーポイント」に変わります）もご確認ください。

【お問合せ先】企画課 企画係 ☎0847-22-3206

## 令和6年度 世羅町ふるさと寄附金（納税）の報告

令和6年度の寄附の状況や寄附金の使いみち等を報告します。

毎年全国各地から世羅町へ多くのふるさと寄附金をいただいております。

皆様からのご厚意に感謝し、まちづくりの貴重な財源として大切に活用します。



せら坊©世羅町

令和6年度は、延べ3,592人の皆様から  
6,031万6千円のご寄附をいただきました！



せらら©世羅町

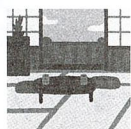
### 主な使いみちは？

「応援寄附基金」に積立て、寄附の翌年度以降に寄附者のご意向に沿う事業へ活用しております。

令和6年度は、基金から2,746万9千円を主に次のような事業に活用しました。



敬老会開催事業  
529万円



観光施設整備工事  
200万円



保育所施設の修繕  
175万円

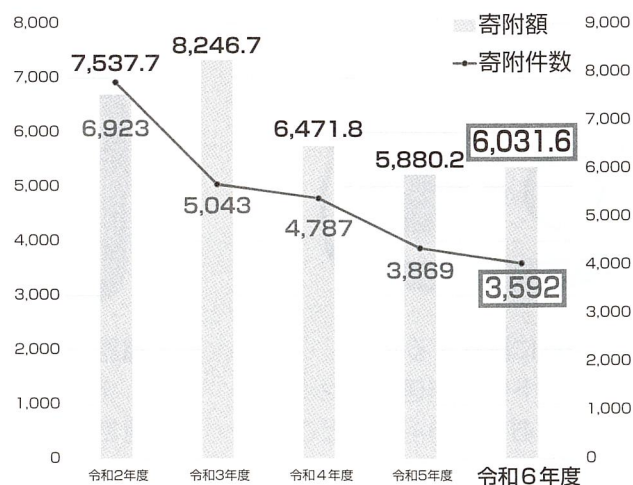


食育推進事業  
156万円

### 寄附の推移

（単位：件）

（単位：万円）



【お問合せ先】

財政課 財務係

☎0847-22-1115